

## 令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務委託仕様書

本業務仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が実施する令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務（以下「本業務」という。）に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであり、契約書の一部となるものである。

### 1 委託業務名

令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 3 事業の目的

山梨県の重要な施策や考え方を的確に県民、県内事業者等に伝えるため、オウンドメディア「やまなし in depth」を運用し、効果的に発信する。

### 4 成果目標

事業実施に当たっては、県と協議の上、目標となる指標（PV数、UU数等）を定め、目標達成のために必要な事項については県と協議の上、随時実施する。

目標はR6.4.1～R7.3.31のPV数480,000回以上、及びUU数110,000人以上とする。

（参考）

PV：閲覧ページ数。設定期間中、全ユーザーが合計何ページ見たかを示す指標。

UU：ユニークユーザー数。その期間にサイトを訪問したユーザー数（実人数）を示す指標。

### 5 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（3）の項目について、県と協議しながら本業務を実施すること。

#### （1）特集記事の制作

特集記事の概要

サイト URL：<https://yamanashi.media/>

受託者は、県政に興味のある県民や、地域や職場のオピニオンリーダー層をメインターゲットとした、県政の目的・考え方をわかりやすく解説する記事を30本（うち最大4本はマンガ記事）制作し、県に納品。「やまなし in depth」で公開できる状態にする。

#### 記事制作業務の概要

受託者が行う制作業務の内容は、県との協議に基づく記事の企画決定から記事取材、写真撮影、イラスト作成、原稿執筆、県担当部署及び広聴広報グループの確認に伴う原稿修正対応、マンガ描画など、特集記事の制作全般とする。

#### (2) 「やまなし in depth」の運用

- ① 「やまなし in depth」を公開するために必要なサーバーの使用環境の提供及び各種設定等の業務
- ② 「やまなし in depth」の適切な運営に関するサポート業務（「やまなし in depth」への記事掲載業務を含む）
- ③ 「やまなし in depth」に関するアクセスログ解析業務
- ④ 「やまなし in depth」のドメイン維持業務
- ⑤ 「やまなし in depth」の軽微なサイト修正業務
- ⑥ 「やまなし in depth」に技術的な問題が発生した場合の、その解決に向けた対応（「やまなし in depth」へのサイバー攻撃等への備えや対応も含む）
- ⑦ その他、本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた事項については、その都度、県と協議すること。
- ⑧ 業務実施において発生したトラブルに対し、通常の運用と異なる対応をした場合には、その都度県に対して、状況を報告すること。

#### (3) 効果的なPR等

- ① 受託者は、県と協議の上、SNSを活用する、広告を配信する、SEO対策をするなどの方法により、ターゲットをページに誘導すること。
- ② 受託者は、県と協議の上、閲覧者が直帰・早期離脱しないようにすること。
- ③ 受託者は、県と協議の上、SNSを活用するなどの方法により、閲覧のリピートや「やまなし in depth」の拡散が期待できるようにすること。

#### 6 実施について

- (1) 本業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 本業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 月1回以上の企画会議を開催し、県と協議の上、取材する題材や特集記事の構成案、広報計画等について決定すること。なお、企画会議の結果については、受託者で取りまとめの上、速やかに県に報告すること。
- (4) 本業務について広告の表示回数、SNSでの発信回数、特集記事の閲覧数、閲覧者の属性等の分析数値などを企画会議の際のほか、県の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じて、閲覧者の傾向などを分析し、県に対してその都度改善案を示すとともに、以後の特集記事制作に随時適切に反映させること。

- (5) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

## 7 事業報告

本業務終了後、委託業務完了報告書を提出することとする。

(「8 支払いについて」の請求をする場合にも、同報告を準用する)

## 8 支払いについて

受託者は、令和6年9月末日までサイト運用を実施し、かつ15本以上の記事を制作して「やまなし in depth」で公開できる状態にした場合には、年間サイト運用費の2分の1の額及びそれまでに制作した本数分の記事制作費（マンガ記事制作分の精算を行った後の額）を請求することができる。

## 9 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。